

# 法律/コンプライアンス面から見た ソフトウェア資産管理の必要性

BSA | The Software Alliance

日本担当顧問

T M I 総合法律事務所

弁護士 石原 修

# AGENDA

1. BSAについて
2. ソフトウェア・ライセンス管理の重要性
3. リスク予防/改善には何が必要か？
4. 違法コピー事例
5. 違法コピー発覚時の代償は？
6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”
7. まとめ
8. BSAの教育啓発コンテンツ
9. Appendix

# 1. BSAについて

BSA はグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体。BSAの加盟企業は、世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成。

代表：ビクトリアA. エスピネル  
(プレジデント 兼 CEO)



- 米国 1988年： 設立
- 日本 1992年： 活動開始
- 1995年： 違法コピーホットライン開設
- 2009年： 違法告発.com開設
- 2015年： 「違法コピーホットライン」開設20周年



(2015年2月現在)

# BSAの主な活動内容

## 不正対策

### 知的財産権の保護と イノベーションの促進

非正規ソフトウェア撲滅に務め  
ソフトウェア産業の繁栄に尽力

- ▶ グローバルな権利保護支援プログラム
- ▶ 政府への協力
- ▶ 不正対策広報

### オンラインでの不正防止

インターネットを使用した  
あらゆる形式によるソフトウェアの不正取引の阻止

- ▶ グローバルな権利保護支援プログラム
- ▶ 政府への協力

### コンプライアンス対応策の提供

あらゆる規模の組織に対し  
正規ソフトウェアのバリュー理解を促進

- ▶ ソフトウェア資産管理 (SAM)
- ▶ 教育ツール&リソース

## 政策提言

### グローバルアドボカシー

政府や利害関係者と連携して、  
世界のソフトウェア産業が繁栄できる  
法的枠組みと市場の構築を促進します。

- ▶ 知的財産とイノベーションの保護
- ▶ グローバル市場の開放
- ▶ グローバルクラウドの促進
- ▶ プライバシーの保護
- ▶ サイバーセキュリティ

# BSAの主な活動内容

## 調査研究



**NAVIGATING  
THE CLOUD**  
ソフトウェア資産管理が  
以前に増して重要課題となる理由



**グローバル  
クラウドコンピューティング  
スコアカード**



**競争優位性  
正規ソフトウェアがもたらす  
経済効果**



**グローバル  
ソフトウェア調査**

## 2. ソフトウェア・ライセンス管理の重要性

# まずは問題です。

## Q. 組織でソフトウェアを管理する際に正しいのは？

1. 組織のソフトウェアの利用状況の管理は、資産管理ツールで収集した数値を把握することで十分である。
2. ソフトウェアは無形の資産であるため、インストールCDやパッケージといった資材の保有数を管理することが最も重要である。
3. ソフトウェアの管理は、法律を含む制度的側面と、事業の管理遂行の側面の両面から、経営者自らが積極的に関与して推進すべきである。
4. ソフトウェアの不正利用を防ぐためには、ソフトウェアの管理担当者が管理を徹底するだけで十分であり、管理体制を漫然と放置しても代表者が個人責任を問われることは無い。

# ソフトウェアの特徴

著作権で  
保護

目に見えない  
無形資産

ウィルスの  
存在

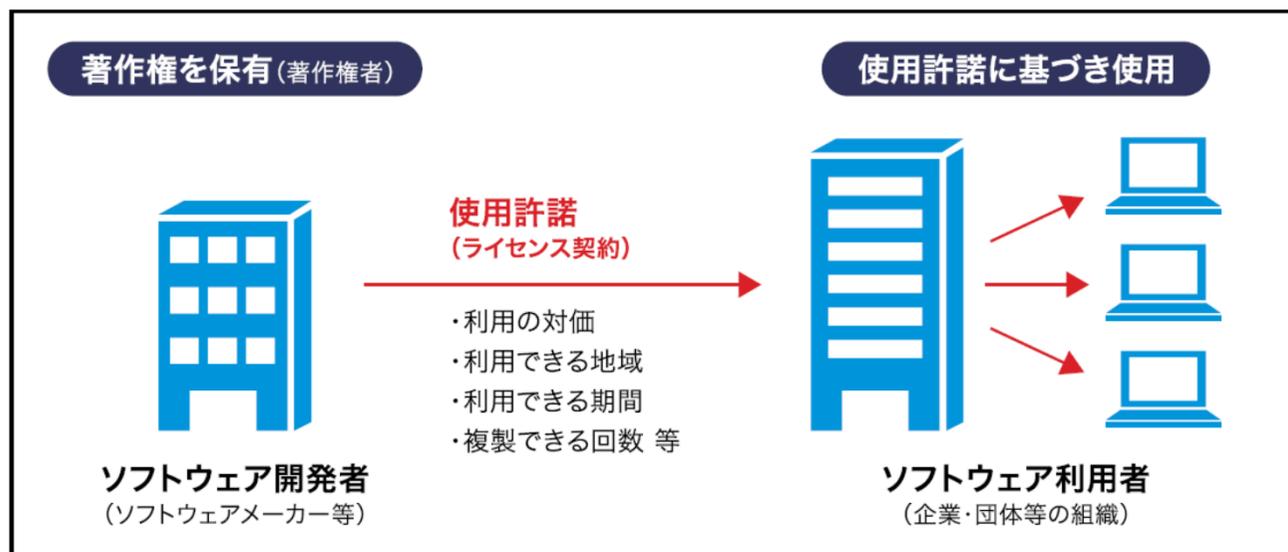
業務効率が  
大幅に向上

ビジネスインフラとして  
不可欠な存在



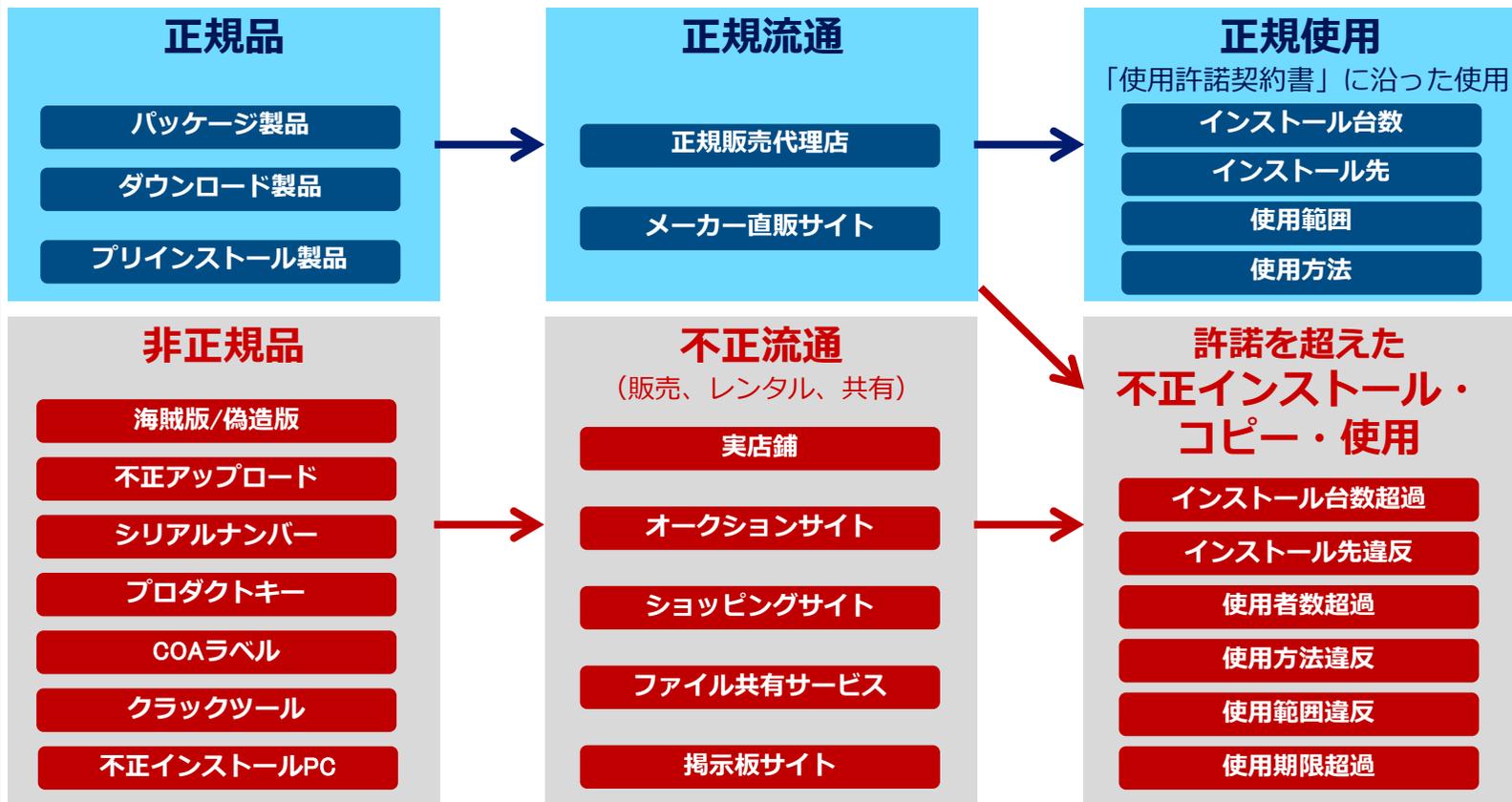
# ソフトウェア・ライセンスとは何か？

- ライセンスはソフトウェアを利用して良いという“権利”
- 「使用許諾契約書」等で利用範囲等が明示されている
- インストール可能数や使い方、試用期間等の制限はメーカー、製品種別、購入形態（パッケージ、ダウンロード、ライセンス・プログラム）等で異なる



使用許諾契約の内容はさまざま

# ソフトウェアの正規品入手と正規使用



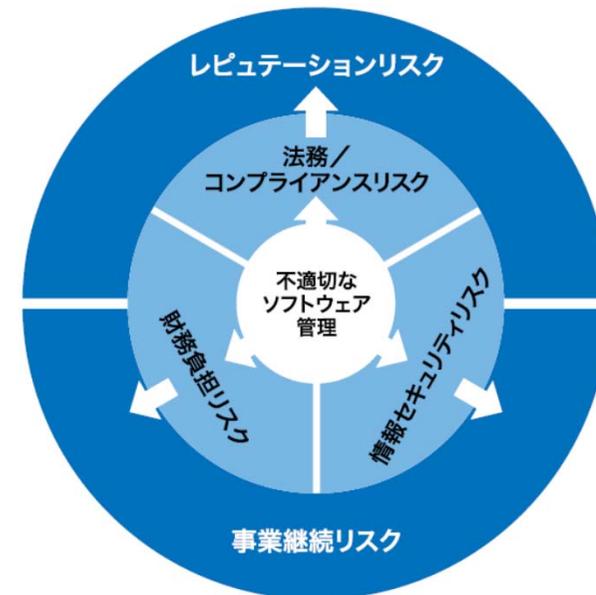
著作権侵害・商標権侵害・不正競争防止法違反  
・私電磁的記録不正作出罪等で摘発

## ソフトウェア管理を漫然と放置した場合のリスク

### 一次リスク

- 法務/コンプライアンスリスク
  - 違法コピー発覚時の賠償請求
  - 刑事罰
- 情報セキュリティリスク
  - ウィルス、スパイウェアの混在
  - ファイル交換ソフト（Winny、Share等）
  - 個人情報・機密情報漏洩
- 財務負担リスク
  - 予想しない追加購入等
  - 取締役の個人責任

管理不在のリスクイメージ



### 二次リスク

- レピュテーションリスク
  - マスコミ報道等で被害拡大
- 事業継続リスク
  - 顧客離れや取引停止等

違法コピー発覚時のリスクは広範かつ連鎖する虞れ

## 2012年に公表された個人情報漏洩事件数



2357



**表面化しているのは氷山の一角  
企業・組織における大きなリスク要因**

日本ネットワークセキュリティ協会 2012年情報セキュリティインシデント  
に関する調査報告書～個人情報漏えい編～2014年8月12日

## 判例による個人情報漏洩の一人当たりの損害賠償額

裁判	被告	想定被害者数	個人情報の内容	判決(損害認定額)
東京地判平成10年1月21日	NTT	1人	非掲載希望にもかかわらず <b>氏名、電話番号、住所</b> を電話帳に掲載	慰謝料10万円
大阪高判平成13年12月25日	宇治市	22万人(原告3名)	住民基本台帳を再々委託先アルバイトが名簿販売業者に売却 <b>住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、転入日、転出先、世帯主名、世帯主との続柄</b>	慰謝料1万円 弁護士費用5000円
京都地判平成15年10月3日	京都市	1人	消費者金融からの住民票交付請求に対し、京都市が別人のものを交付 <b>氏名、住所、電話番号</b>	慰謝料10万円 弁護士費用1万円
札幌地判平成17年4月28日	北海道(北海道警察)	1人	警察官が少年の捜査関係文書をwinnyがインストールされた私用パソコンに保存していたところ、流出 <b>現行犯人逮捕手続書、捜査報告書等</b>	慰謝料40万円
札幌高判平成17年11月11日	同上	同上	同上	控訴審では不法行為性を否定、請求棄却
大阪地判平成18年5月19日	ソフトバンクBB	約450万人(原告3名)	派遣されたアルバイトがアカウントを利用して不正取得 <b>住所、署名、電話番号、メールアドレス、Yahoo!メールアドレス、Yahoo! JAPAN ID</b>	(全会員に500円の金券を交付していたこともあり) 慰謝料5000円 弁護士費用1000円
東京高判平成19年8月28日	TBC	約5万人(原告14名)	委託先がウェブサイトのサーバー移設の際、電子ファイルを自由に閲覧できる状態にし、 <b>氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、コース名(facial、body、epi、arm bikini等)</b>	慰謝料3万5000円 弁護士費用5000円 (二次被害の立証がない者 慰謝料17000円弁護士費用5000円)
東京地判平成21年4月13日	国(参議院事務局)	1人	参議院事務局職員が、議員宿舍建設反対活動をしていた原告との電話記録等を、推進派の役員等に交付した <b>電話日時、発言内容、住所、電話番号等</b>	慰謝料50万円 弁護士費用20万円
大阪地判平成21年10月16日	新日本交通	1人	原告が乗車拒否したことにつき会社クレームが入り、原告に無断で、 <b>携帯番号</b> を教えた	慰謝料30万円

### 3. リスク予防/改善には何が必要か？

## 徹底した意識改革

リスク管理は徹底したいが、ソフトウェアは“目に見えず”  
管理が容易ではない。管理徹底には強い意志・改革が必要。

必要なライセンスは  
保有しているのか？

ライセンスがあると  
証明できるのか？

どのPCに  
何がインストール  
されているのか？

台帳は整備  
されているのか？

どこに何台のPCが  
あるのか？

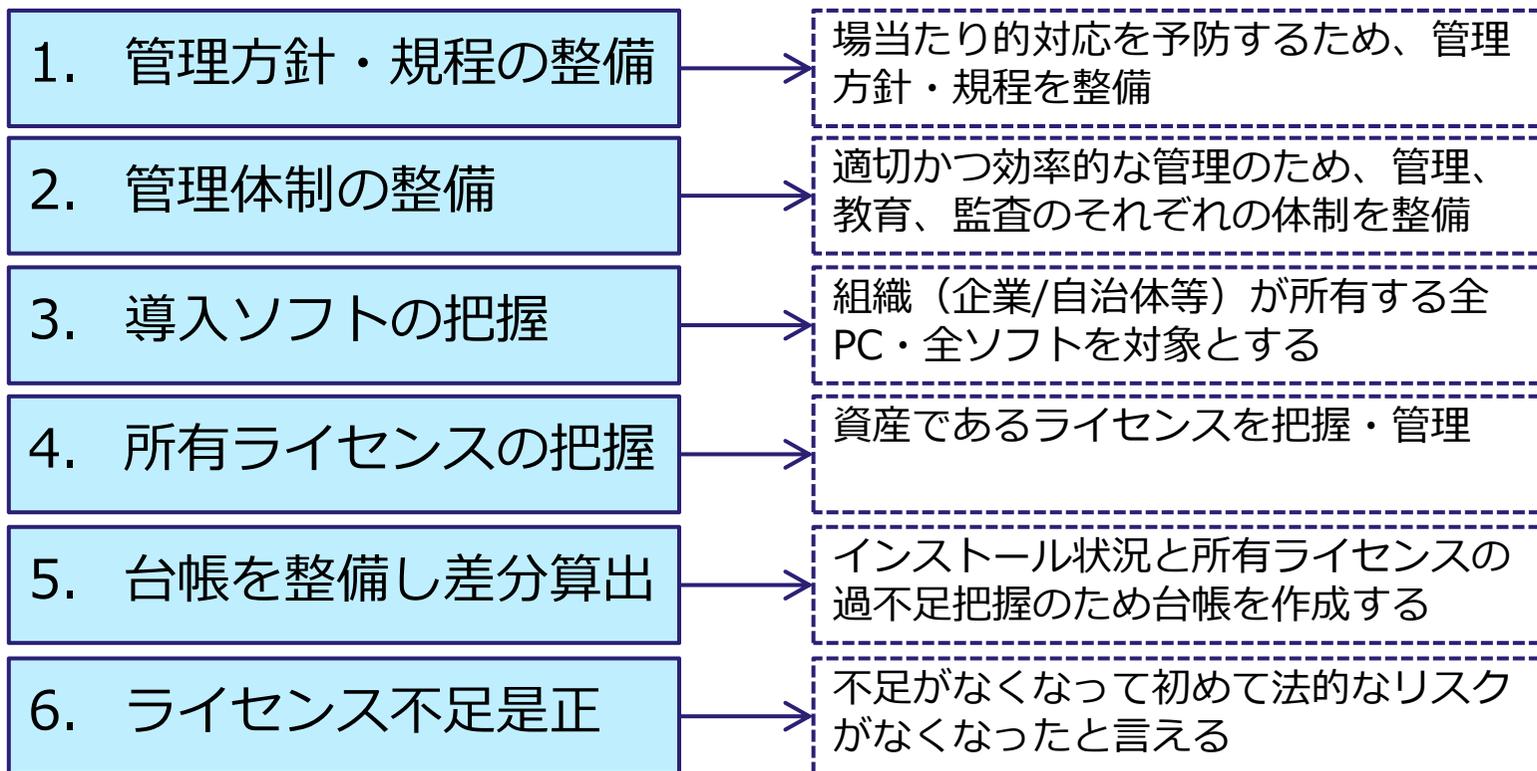


ツールで調査できない  
スタンドアロンPCは、  
台帳に反映されて  
いたでしょうか？

**全組織的な取組みと位置づけ、  
部門横断的な組織を設置し管理を徹底する！**

# 全社的な現状把握

## 全PCを対象とした機関内監査（全数棚卸）が必要



メーカーとの間でライセンス数の認識に関して、  
齟齬がないよう事前の相談が重要

## 定期的なレビュー

1. 管理方針・規程の整備	→	場当たりの対応を予防するため、管理方針・規程を整備
2. 管理体制の整備	→	適切かつ効率的な管理のため、管理、教育、監査のそれぞれの体制を整備
3. 導入ソフトの把握	→	組織（企業/自治体等）が所有する全PC・全ソフトを対象とする
4. 所有ライセンスの把握	→	資産であるライセンスを把握・管理
5. 台帳を整備し差分算出	→	インストール状況と所有ライセンスの過不足把握のため台帳を作成する
6. ライセンス不足是正	→	不足がなくなって初めて法的なリスクがなくなったと言える
7. 定期的なレビュー	→	4半期に1度、最低でも年に1度の割合でレビューを行い台帳を更新

適正な状態を保つため定期的なレビューが必要

## 4. 違法コピー事例

## 民事訴訟例（損害賠償）

### 著作権侵害に関する判例（ビジネスソフトの場合）

司法試験予備校事件

約8,500万



東京地方裁判所

2001（H13）年5月16日判決

コンピュータスクール事件

約4,000万



大阪地方裁判所

2003（H15）年10月23日判決

## 和解例（損害賠償）

**違法コピーの代償（財務的負担）が、  
企業経営（組織運営）を大きく圧迫**

#	損害賠償金額	種別
1	4億4,000万円	企業
2	3億1,500万円	企業
3	2億5,000万円	企業
4	2億1,000万円	学校法人
5	1億9,000万円	企業

※ B S A の情報提供窓口寄せられた情報に基づき発覚した  
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2015年2月14日現在

## 和解例 (損害賠償)- 従業員500名以下 多額の損害賠償は大企業だけの話ではない

#	損害賠償金額	業種
1	4億4,000万円	ソフトウェア開発
2	1億4,000万円	金融
3	1億2,000万円	製造
4	1億円	デザイン
5	1億円	情報・通信

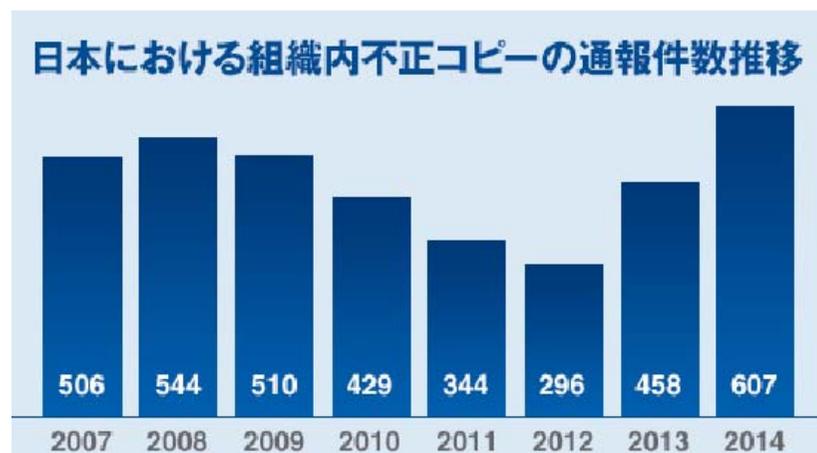
※ B S A の情報提供窓口 to 寄せられた情報に基づき発覚した  
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2015年2月14日現在

きっかけは情報提供から

**BSAには組織内違法コピーに関する情報が  
年平均400件以上寄せられている**

BSAの情報提供窓口への通報件数推移



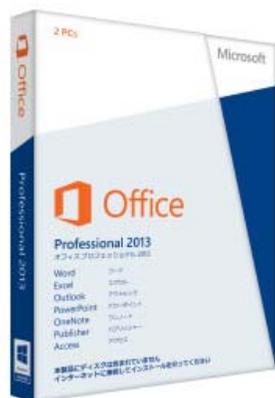
出典：bsa.or.jpの情報提供窓口を通じた通報件数

## 5. 違法コピー発覚時の代償は？

## 問題です。

Q. 刑事罪が重いのはどちらですか？

### A. 万引き（窃盗）



お店でパッケージソフトを  
1つ万引き

### B. 違法コピー



購入した1つのソフトを組織内の  
2台のパソコンにインストール

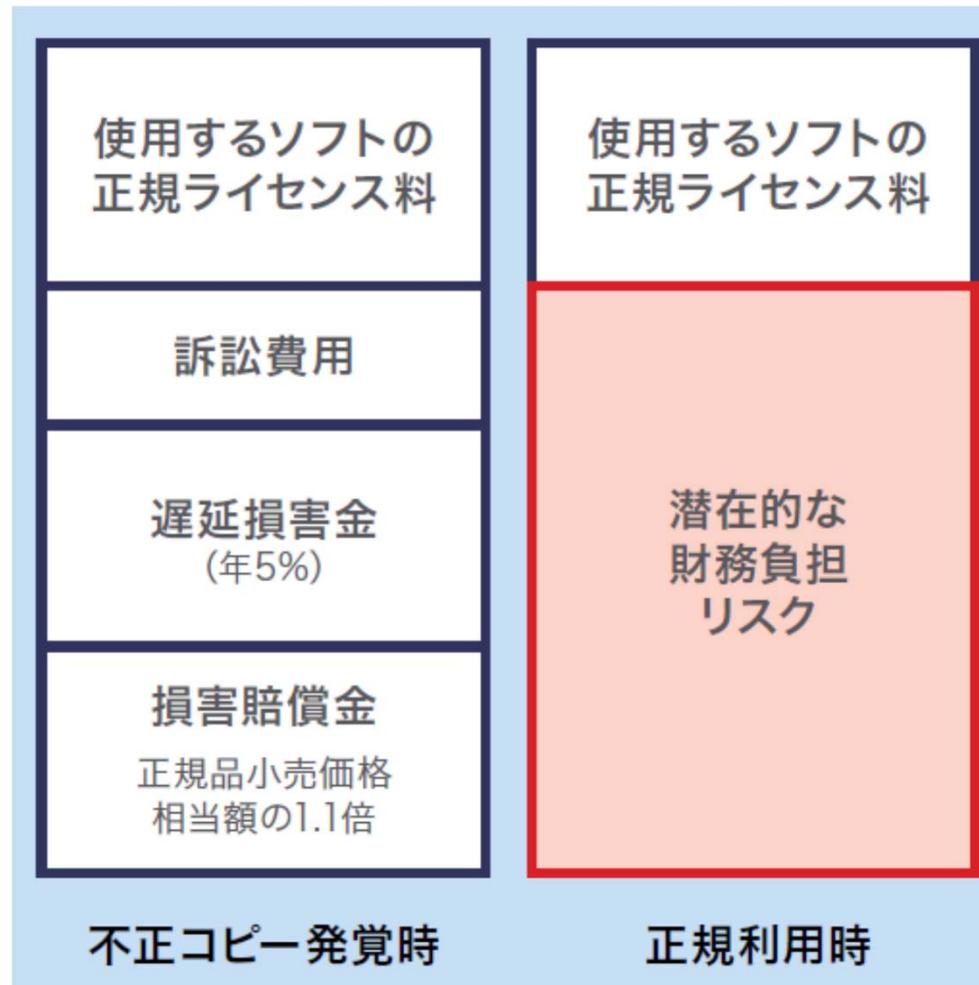
※インストール数が使用許諾を超えている場合

# 問題です。

## 最高量刑が重いのは、違法コピー

	A. 万引き（窃盗）	B. 違法コピー
行為者	懲役：10年以下 罰金： <b>50</b> 万円以下	懲役：10年以下 罰金： <b>1,000</b> 万円以下 ※併科可
企業/自治体	社員/職員が組織（会社/自治体等）のために盗んでも組織に刑罰は科されない	罰金： <b>3億</b> 円以下

## 法務/財務負担リスク（民事 / 損害賠償額）



## 司法試験予備校事件

実際に検証していないPCも  
侵害行為があったと推認

各コンピュータの使用態様は、本件検証の対象とされた136台と対象とされなかった83台との間で相違がないものと解するのが合理的であるから、校舎に存在した219台の全コンピュータに係る侵害行為によって得た被告の利益額は、上記136台分の利益額に136分の219を乗じた額と推認するのが相当である。

両事件とも裁判前に、  
裁判官が証拠保全  
手続を実施



## コンピュータスクール事件

削除の痕跡がなくても使用状況  
から違法コピーがあったと推察

1. パソコンから違法コピーが削除されていても、パソコン内にその痕跡が残っていたパソコン
2. パソコンに例え違法コピーの痕跡がなくとも、使用状況等から、違法コピーがインストールされたと推察されるパソコン全部

## 【民事訴訟法234条】

裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる

## コンプライアンス体制不備を漫然と放置した場合の責任

社内の違法コピー防止体制不備が  
“漫然と放置”されて代表者の責任が認定された事例

コンピュータスクール事件

約4,000万円



大阪地方裁判所  
2003（H15）年10月23日判決

### 【判決】

大阪地裁は、以下の2点で重過失を認定し、会社の他、代取個人の責任（旧商法266条の3）を認め約4,000万円の支払いを命じた。

1. 従業員の違法コピーを漫然と放置したこと
2. 違法コピーの防止に関する管理体制が不備であったこと

## 問題です。

Q. 職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見！

どちらの対応が適切ですか？

A. アンインストール  
(削除)



B. メーカーに相談



## 6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”

## 【誤解例 1】 管理者がいるから大丈夫

性善説で捉えてはいけない。

- ◆ 定期的に報告をさせているか？
- ◆ 著作権などを十分に理解しているか？
- ◆ その報告内容が正しいと言えるか？
- ◆ 定期的にレビューさせているか？
- ◆ 定期的に外部監査を受けているか？

## 【誤解例 2】 業者に任せているから大丈夫

業者が正しいとは言えない場合もある

- ◆ 仕様通りか検収できているか？（例）
  - ✓ 仕様のないソフトウェアがインストールされている
  - ✓ プレインストール版を発注したはずが製品版が納品されていた
  - ✓ 納品物だけでは分からなかったが、権利を侵害した方法でキッティングが行われていた
- ◆ PC納入業者は、正規品を使用しているか？（例）
  - ✓ 不正コピーがインストールされたPCの販売

## 【誤解例 3】 管理ツールを導入しているから大丈夫

ツールは管理の一部の役割を果たすに  
すぎない

- ◆ ネットワークに接続されていない端末の情報は収集できない
- ◆ 把握できるソフトウェアの範囲は、ツールごとに異なる

## 【誤解例 4】 部門ごとに管理しているから大丈夫

一元管理でなければリスクは高まる

- ◆ 全社的に責任をもつ部門が不在となり、管理状態にムラができる
- ◆ 性善説的な管理に陥りやすい
- ◆ 部門間での人事異動やパソコン移管の際に、台帳への記載漏れ等が発生しやすい
- ◆ 管理体制が漫然と放置されやすくなる

## 【誤解例 5】 インストール制限をしているから大丈夫

インストール制限は万全ではない

- ◆ 制限をすり抜けインストールされるソフトウェアやウィルスの存在

# 【落とし穴1】 納入先のコンプライアンス条件に抵触

## サプライチェーンCSR推進ガイドブック（JEITA）

多くの企業・団体で、コンプライアンスの一環として『CSR調達』を実施しガイドラインを制定しているが、人権・環境等とともに“知財保護”にも言及されている。

## 他にも

- カタログを制作会社に発注したが、その下請けのデザイナーが違法コピーソフトウェアを利用していた
- マーケティング資料を海外の企業に委託したが、違法コピーを利用して制作されていた

## 【落とし穴2】 海外の事業所での不正コピー

日本企業の現地事業所（支店、駐在事務所、子会社等）が現地の警察当局の摘発を受けた事例も多数

### 2006年：フィリピン

違法にコピーしたソフトを使用した疑いで、フィリピン国家警察が日本のゼネコン現地作業所を捜査し、パソコン74台を押収

### 2013年：タイ

タイ警察経済犯罪部（ECD）が日系自動車部品メーカーの100%子会社2社を含む19社を摘発

これらは氷山の一角

## 7. まとめ

## 違法コピー予防のための管理、5つのポイント

1. 経営層が自ら意識を改革すること
2. 基本台帳（管理台帳）が存在すること
3. （定期的な棚卸に基づき）台帳の情報を更新するルールが存在すること
4. （第三者による監査の活用など）ルールが遵守されていることが検証されていること
5. 「不一致」が見つかった場合に適法な手段により是正されること



## 8. BSAの教育啓発コンテンツ

## 【ご案内】eラーニング・サービス

	ソフトウェアライセンスを 初歩から解説	コンプライアンス面から見た ライセンス管理の重要性を解説
	 <p>いまさら聞けない ソフトウェア・ライセンス入門 » START! «</p>	 <p>トップマネジメントのための ソフトウェア・コンプライアンス入門 » START! «</p>
<b>公開版</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員のリテラシー教育に最適</li> <li>● 受講時間約20分</li> <li>● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣の意識改革に最適</li> <li>● 受講時間約20分</li> <li>● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け</li> </ul>
<b>社内研修版</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員のリテラシー教育に最適</li> <li>● 受講時間約40分</li> <li>● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣の意識改革に最適</li> <li>● 受講時間約40分</li> <li>● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に</li> </ul>

まずは【BSA eラーニングサービス 総合案内】にアクセス！  
[www.bsa.or.jp/e-learning-info/](http://www.bsa.or.jp/e-learning-info/)

# 【ご案内】ソフトウェア資産管理サポート

	企業向け <b>C-SAMポータル</b> <a href="http://bsa.or.jp/csamportal/">bsa.or.jp/csamportal/</a>	公共機関向け <b>P-SAMポータル</b> <a href="http://bsa.or.jp/psamportal/">bsa.or.jp/psamportal/</a>
 <b>ドキュメントライブラリ</b> 規程・台帳・様式類のひな型	○	○ 宮崎県の様式も公開中
 <b>講師紹介受付</b> 講師への講演依頼フォームを掲載中	○	○
 <b>SAM構築事例</b>	×	○ 神戸市、宮崎県、石川県の事例を公開中
 <b>リスクマネジメントの手引き</b>	○	○

## 【ご案内】アジアの支店のライセンス資産管理 Verafirm/ベラファーム（英語）

- 自社のライセンス管理とその説明までが行える、企業向けに設計されたポータル
- 特にアジア等でサプライチェーンを構成する製造業での利用が増加



### おもな利用メリット

- ソフトウェア・ライセンスと利用者の効果的な管理ができる
- ソフトウェアがライセンスを取得していることを文書で効率的に説明ができる
- 信頼できる企業/サプライチェーンとの取引を希望する顧客企業に対しアピールできる

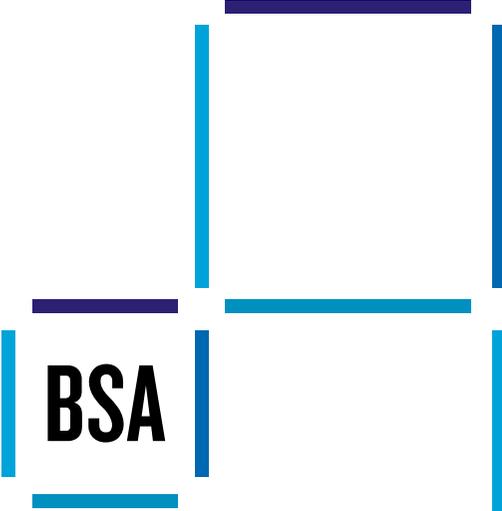
[www.verafirm.org/](http://www.verafirm.org/)

## 【ご案内】クラウドコンピューティング関連

クラウドコンピューティングの普及を促進する政策課題とクラウドコンピューティング普及に伴い新たに生じる知的財産の侵害形態を示すなど、全10章から構成される動画コンテンツ



[www.bsa.or.jp/cloudcomputing/](http://www.bsa.or.jp/cloudcomputing/)



**BSA**

# Thank you

[bsa.or.jp](http://bsa.or.jp)

# 9. Appendix

## 著作者と著作権者

著作権法は、ビジネスソフトウェアの  
著作権について、どのように定めているのか？

著作者とは、

「著作物を創作する者」 （法2条1項2号）

著作者と著作権者の関係

著作者は、「著作者人格権」及び「著作権」を享有する。

（法17条1項）

## 著作物とは何か？

「著作物」とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう（法2条1項1号）

1. 思想または感情の表現であること
2. 表現に創作性があること
3. 外部に表現されていること
4. 表現が文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること

## 著作権法 10条 1項

この法律にいう著作物を例示すると、  
おおむね次のとおり

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 建築の著作物
6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 映画の著作物
8. 写真の著作物
9. **プログラムの著作物**

## 著作者の権利

### 著作者人格権（法17条～20条）

1. 公表権（法18条）
2. 氏名表示権（法19条）
3. 同一性保持権（法20条）
4. 名誉・声望保持権（法113条6項）

### 著作権（著作財産権）（法21条～28）

- 複製権（法21条）
- 上演、演奏権（法22条）
- 上映権（法22条の2）
- 公衆送信権（法23条）
- 口述権（法24条）
- 展示権（法25条）
- 頒布権（法26条）
- 譲渡権（法26条の2）
- 貸与権（法26条の3）
- 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権（法27条）
- 二次的著作物の利用権（法28条）

権利の束

## ライセンスとは（他人の著作物を利用する場合）

### 使用許諾 = ライセンス契約

- 利用する場合の対価（ライセンス料）
- 利用できる地域（テリトリー）
- 利用できる期間
- 複製できる回数 等

#### 【著作権者から使用許諾（ライセンス）を受ける】

##### 著作権法63条

- ① 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
  - 著作権者の立場からすれば、許諾するかしないかは、著作権者の自由
- ② 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
  - 利用方法及び条件は、著作権者が自由に決めることが出来る。  
但し、相手がそれを受け入れるかどうかは別